

# 防火対象物点検報告特例認定申請書

## 1 内 容

防火対象物定期点検制度の対象となる防火対象物のうち、一定の要件を満たす防火対象物の管理権原者が消防機関に申請してその検査を受け、一定期間継続して消防法令を遵守していると認められた場合、その旨の表示を付することができるとともに、防火対象物定期点検・報告の義務が3年間免除されますが、この特例認定を新城市消防長へ申請するときを使用します。

【根拠条文 法第8条の2の3、規則第4条の2の8】

## 2 手続き

- (1) 予防課予防係（新城市消防防災センター2階）に申請書を2部提出します。
- (2) 書類審査及び立入検査により、特例認定に係る検査項目の認定要件に適合しているかどうかを判定し、その結果により認定通知書又は不認定通知書を交付します。
- (3) 防火対象物のすべての部分が特例認定を受けることにより、防火優良認定証を表示することができます。

## 3 記入上の注意

### ◆ 申請者

申請する防火対象物（事業所、店舗等）の管理について権原を有するものです。管理権原者が法人の場合、住所については法人の所在地、氏名については法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

### ◆ 防火対象物の名称

申請する防火対象物の名称を記入してください。なお、管理について権原が分かれているビルのテナントが申請する場合は、ビル名称、テナント名称及び所在階を記入してください。

### ◆ 申請者が防火対象物の管理を開始した年月日

管理権原者が法人の場合は、法人が防火対象物の管理を開始した年月日を記入してください。

## 4 添付資料等

防火対象物の管理を開始した日が確認できる書類〔例：不動産登記簿謄（抄本）〕

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）